

令和3年第11回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年12月9日(木)
開会時刻：10時5分 閉会時刻：11時15分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第25号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 早島町農業経営基盤強化促進基本構想(案)に係る意見について
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第17号 農地改良届出について
7. 農業委員会事務局員
3名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和3年第11回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員12名、欠席委員0名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によりしくお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、7番の●● ●●委員、8番の●● ●委員にお願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第25号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、本件について、6番 ● ●委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【● ●委員退室】

議長（●● ●●君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書2ページをご覧ください。議案第25号番号1について、農地の所在は早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1,276㎡、早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1,237㎡、早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1,264㎡、早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1,924㎡で合計4筆、5,701㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●さんです。こちらは利

用権の再設定であり、権利の期間は令和4年1月1日から令和9年12月31日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

7番（●● ●●君）

12月6日に現地確認を行いました。場所は●●●●と●●●●のちょうど間です。現地の農地については、耕作はずっとされており、継続で賃貸されるということなので問題はありません。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第25号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第25号・番号1は承認されました。ここで●委員の入室を認めます。

【● ●委員入室】

議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に

しくお願いします。

1 番 (●● ●●君)

1 2月7日に現地確認を行いました。場所は●●●の北側で、●●●●から●●●に下った●●●の南側になります。この場所は50戸連たんで開発されている地域で、現在8区画造成され7戸の住宅が建築されています。この開発の続きで、特に問題はないと思います。

議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番 (●● ●●君)

この地域は今現在50戸連たんで開発されている地域ですが、倉敷市が50戸連たんの廃止の明言をしたことに伴い、この現在進行中の開発についてはこのまま進行していくのだと思いますが、早島町としても今後見直しを迫られると思いますがどのように考えられているのでしょうか。また、この地域の西南側にも住宅開発の噂がありますが、そういった相談があるのでしょうか。

事務局長 (●● ●●君)

当該50戸連たんで開発が行われているところの西南側の問い合わせは具体的なものはございません。農地区分の問い合わせはございます。

倉敷市の50戸連たんの廃止については、来年の4月から高梁川流域を含め、県南広域の中で浸水被害想定区域の浸水被害度が高いところについて廃止していくと国の制度に合わせて県が示しております。その日にちに合わせて倉敷は全面的に廃止していくということです。倉敷市は市の条例改正で行えることになっています。倉敷市はこれまでも50戸連たんについてはある程度厳格化してきていますので、そこからさらにもう一歩進めていくと聞いております。ただし、今年度中に事前協議があったものについては1年間延ばすということで倉敷市は対応されると聞いております。早島町につきましては、先般都市構造再編計画を取りまとめまして、11月に公表しております。その都市構造再編計画の中に50戸連たん制度の廃止を謳っております。それを踏まえて、早島町としましても、今後県南広域の中で50戸連たん制度の廃止に向けて協議を加速させていこうと考えています。ただ、県との協議がまだ進んでいないので、いつからというのがまだ申し上げられないのが現状です。

6 番 (●● ●●君)
ありがとうございます。

議長 (●● ●●君)
ほかに質疑はありませんか。

7 番 (●● ●●君)
今地図を見ているのですが、例えば地番で●●●●番●という土地ですが、ここを宅地とするのに、道が所有物になっています。私の近所にも、市街化区域ですがこういった団地ができてきていますが、こういった団地の中に入る道というのは、将来的にはこの土地を購入された方が管理するのでしょうか。それとも将来町が譲り受けて管理するのでしょうか。

事務局長 (●● ●●君)
町で寄付を受けるかどうかは、市街化区域と調整区域とはさびわけをしていかなければいけないということが一つ、町道認定をする場合公共性と公益性があるのかということが一つ。通り抜けができない、行き止まりの道等は町としては受け取っていません。道路から道路を結ぶような公共性があるようなものであれば受け取ることもありますが、市街化区域と調整区域でのさびわけはやっていかないといけません。

7 番 (●● ●●君)
わかりました。

議長 (●● ●●君)
ほかに質疑はありませんか。

【質疑なし】

議長 (●● ●●君)
その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)
ないようでありますので、議案第 26 号・番号 1 から 4 については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第26号・番号1から4については許可相当と決定されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程3の議案第27号 早島町農業経営基盤強化促進基本構想到案に係る意見についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書6ページをご覧ください。議案第27号について、早島町農業経営基盤強化促進基本構想を改正するにあたり、農業経営基盤強化促進法第6条第4項に基づき、早島町より意見聴取がありました。

簡単に、農業経営基盤強化促進基本構想について説明させていただきます。

基本構想とは、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるものです。「基本構想」にはその地域における、主に認定農業者や認定新規就農者の確保・育成の方向性や効率的かつ安定的な農業経営の指標等が示されています。

令和3年3月に、岡山県が策定している基本方針である「21世紀おかやま農業経営基本方針」が改訂されました。農業経営基盤強化促進法第6条第3項において、市町村の基本構想は都道府県の基本方針に即しなければならないと規定されておりますので、この度早島町農業委員会に意見聴取依頼が来たというわけです。改正案は、別紙2の冊子となっております。

続きまして、改正の概要についてご説明します。議案書7ページをご覧ください。改正内容は大きく分けて3つございます。

1つ目は、岡山県の基本方針改訂に伴い、その改訂内容に合わせた改正をするものです。主な改正内容として、まず、具体的な経営の指標のうち年間労働時間を1,900時間から1,800時間へ変更、こちらは別紙2の2ページ下部です。次に、農用地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合され、廃止されたために本事業の記載を削除、こちらは別紙の2の21ページから25ページをはじめ、その他各ページに該当がございます。そして、新規の認定農業者の目標確保数を年間1経営体とすることを加筆、別紙2の4ページ上部です。

2つ目は、早島町在住の他産業従事者の所得状況や他市町村の基本構想を鑑み、所得目標を改正するものです。まず、具体的な経営の指標のうち、年間農

業所得を450万円から400万円に変更、こちらは別紙2の2ページ下部及び6ページ下部です。次に、経営指標の年間農業所得引き下げに伴う営農類型（果樹専作）の変更、こちらは別紙2の7ページ中央部が該当です。

3つめは、関係団体の名称の変更や脱字等の簡易な改正をするものです。例えば、岡山西農業協同組合を晴の国岡山農業協同組合へ変更、別紙2の4ページをはじめその他各ページに該当がございます。そのほか、別紙2の8ページの下部、第3項に第1号効率的かつ安定的な農業経営の育成目標の条文名が脱字してありましたので加筆をしている等、多くの細かい改正を行っております。

これらの改正内容について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

3番（●● ●●君）

12ページから農用地利用集積に絡んで、早島町農業委員会という文言が6、7か所ほど加筆されていますが、一時農業委員会が廃止されていた時に町がやっていたことだと思いますけど、新たに農業委員会が役割を担うということでしょうか。これは改正の大きなポイントだと思いますけれども。

事務局（●● ●●君）

これは前回の改正の時に修正を行っていなければいけなかったのですが、先ほどおっしゃられた通り、12ページから「早島町は～」という「早島町長」なのか「早島町農業委員会」なのかどちらが主語か分からない表現になっていました。精査して早島町農業委員会が主語でなければならないところに「農業委員会」という文言を加筆しております。この文言を加えたからと言って、皆さんに新しい仕事が増えるというわけではなく、今までしていただいていた農地の利用集積・マッチングを明文化したのが今回の改正になっております。

3番（●● ●●君）

農用地利用集積計画の策定はこれまでも農業委員会でチェックし、町長に返答申し上げるという今までの流れはわかっておりますが、新しく文言を入れるということは大きな変更だと思います。

事務局（●● ●●君）

改正の要点に入れておくべきでした。申し訳ございませんでした。

議長（●● ●●君）

ほかに質疑はありませんか。

6番（●● ●●君）

2ページで年間農業所得と年間労働時間の目標が示されていますが、かねてから目標との乖離、頑張っても目標所得まで届かず、困難であったと思いますが、今回労働時間も改正されさらに100時間減った。これは公務員が土日祝日年末年始も休みで7時間働いた時間数と同じです。県から基準が示されたからと言って、農業者の皆さんの生活スタイルと合わないと思うのですがその点どうお考えですか。

事務局（●● ●●君）

今回450万円から400万円に下げる見直しをするにあたって、まず早島町在住の他産業所得者の所得データを確認しました。過去5年間の所得平均は260万円から270万円を推移しています。農業所得目標400万円というのは町の状況からみると確かに高い目標であるのは事実です。ただ、他市町村との連携を図る上では早島町だけ思い切り下げるわけにはいきません。近隣市町村に農業所得目標の聞き取りを行いました。聞き取りを行ったのは倉敷市、笠岡市、総社市、浅口市、矢掛町、里庄町の6市町村。倉敷市の所得目標は450万円としておりますが、その他の市町村は400万円としております。他市町村と連携を図るために400万円としております。

事務局（●● ●●君）

年間労働時間に関しては、県から示されているのですが、皆さんに毎日7時間してくださいというわけではありません。何故1,900時間から1,800時間になったかという、最近スマート農業等で農作業の効率化が図られていて、そういったものを活用し、少ない労働時間で高い所得を上げていこうという目標を掲げているというわけです。

6番（●● ●●君）

ご説明はわかりました。新規就農、規模拡大をしたいといった意欲のある方が出てきたときにこの指標で目標を立てていくとなるとかなり厳しいと思います。現実に早島町にいる農業者の実態を把握してから目標を設定していくべきとも思います。その点をよく考えていただきたいと思います。以上です。

事務局（●● ●●君）

現実から離れているとは思いますが、今回50万円目標を下げるにあたって

はかなり県とも協議を重ねました。県としては安易に目標を下げるべきではないという指導だったのですが、早島町他産業の方もそんなに所得が高いわけでもないのに農業だけで所得450万円というのも現実離れしている、かつ他市町村との差が出ないようにするというので400万円となっております。

4番（● ●君）

県の目標は圃場整備ができていない農地で試算しているから、早島町も圃場整備ができていればこの目標でも達成できますが、今の状態では絶対無理です。

事務局（●● ●●君）

県の指標では、労働時間1,800時間で、農業所得は500万円となっております。

4番（● ●君）

畦の管理、草刈りなどもしなければならぬ、そうすると労働時間も増える。この目標を達成するには、早島町でも農業の基盤整備をしなければならない。そうすれば農業をする人も増える。早島町は圃場整備ができていません。

8番（●● ●君）

先ほど●さんが言われた通り、すぐその農地に行くのにも大回りしなければならない。南北に行く道はあるが、東西に行く道がない。せめて一本道があればと思います。

議長（●● ●●君）

農業の後継者の問題もあると思います。農業を継ごうと考える人はなかなかいない。今後早島町の農業をどうしていくべきなのか。町としてはどのようにお考えなのか。

事務局長（●● ●●君）

早島町におきましても農業従事者の高齢化は問題です。その中でも担い手を決め、人・農地プランの実質化し、働きかけはさせていただいております。先ほどもおっしゃられた基盤の整備ですが、町主体で行う整備延長というのは限られます。材料支給を行い、昨年コロナウイルスの補助金で行いましたが、材料だけでなく施工費の一部を負担するといった施策を町に働きかけて取り組んでいきたいと考えています。

町が主体でできることは限られています。一遍に全部を行うことはできない

ということは皆さんにもご理解いただいていると思います。年数がかかっても、継続的に整備はしていきます。その中で新規就農を確保する指標を示させていただいたところでは。

6 番 (●● ●●君)

農業基盤の整備について、これからも続けていくということですが、それは 9 ページの農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項の①から⑥まででいうとどれに該当するのでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

9 ページには掲げていなくて、この構想は 5 年ごとに改正されるのですが、5 年前に農業委員会で審議した際に水路整備についての意見が出まして、2 ページの早島町の農業の現状と課題の最後に「しかしながら、本町の水路については未整備部分があり、作業効率等を懸念して流動化を阻害しかねないところがある。」というところを加筆するように農業委員会としての回答としております。農業基盤の整備ということに触れているのはこの部分だけです。

6 番 (●● ●●君)

農業の課題があって、それを踏まえて「本町の農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。」となっているのに、農業基盤の整備事業が書かれていないと、課題だけ抜き出しておいて対応できていないことになります。早島町の地域特性を踏まえた事業として、農地基盤整備に係る事業等といった形で言うことは可能なのではないかと思います。本町の事業をおこなうといった目標を掲げることで、意見もついてくる。町長にも目標として書いてあるのではないかと思いますので、ご検討お願いします。

事務局長 (●● ●●君)

農業委員会からの意見を町に返すこととなりますので、9 ページに農業基盤の整備を行う事業を記載すべきといった意見を町長部局へ返すということではよろしいですか。

6 番 (●● ●●君)

はい。

【質問、意見、異議なし】

議長（●● ●●君）

それでは次の議事に入ります。日程4の報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書8ページから9ページをご覧ください。報告第15号について、農地を相続により所有権を取得したことによる届出が3件ございました。一括してご説明します。

まず番号1について、早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さんが、早島町早島●●●●番地●の●● ●●さんの農地を相続により所有権を取得されました。届出に係る農地は早島字関当●●●●番●、地目が田、面積が442㎡です。位置図は10ページです。

続いて番号2について、倉敷市中帯江●●●番地● ●●●●●●●●●●にお住いの●● ●●さんが、早島町早島●●●●番地●の●● ●●さんの農地を相続により所有権を取得されました。届出に係る農地は早島字噂島●●●●番●他、地目田畑含め合計7筆、7,776㎡です。位置図は10ページから11ページです。

続いて番号3について、早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんが、早島町早島●●●●番地の●● ●●さんの農地を相続により所有権を取得されました。届出に係る農地は早島字九反坪●●●●番地他、地目が田で合計10筆、6,495㎡です。位置図は12ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第15号を終わります。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程5の報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書13ページをご覧ください。報告第16号について、農地の賃貸借の解約の通知が2件ございました。一括してご説明します。

まず番号1について、農地の所在は早島字下野●●●●番●、地目が田、面積が1,016㎡です。貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●●●●さんです。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日はいずれも令和3年11月22日となっております。位置図は14ページです。

続いて番号2について、農地の所在は早島字下野●●●●番、地目が田、面積が773㎡です。貸付人は倉敷市水江●●●●番地●●にお住いの●●●●●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●●●●●●さんです。解約申入日は令和3年10月26日、解約成立日は令和3年10月27日、土地引渡日は令和3年10月31日、解約通知日は令和3年10月27日となっております。位置図は14ページです。説明は以上です。

議長 (●●●●君)

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●●●●君)

ないようでありますので、以上で報告第16号を終わります。

議長 (●●●●君)

続きまして、日程6の報告第17号 農地改良届について、事務局、説明してください。

事務局 (●●●●君)

議案書15ページをご覧ください。報告第17号について、報告第16号番号2で賃貸借契約を解約した田を畑にするための農地改良届が提出されました。農地の所在は早島字下野●●●●番、地目が田、面積が773㎡です。届出人は倉敷市水江●●●●番地●●にお住いの●●●●●●●●さん、農地改良の目的は「高齢になり稲作栽培が困難となり、畑地に改良し露地野菜の栽培を行うため。」です。位置図は14ページです。添付書類を含め完備されておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。説明は以上です。

議長 (●●●●君)

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

6番（●● ●●君）

所在地周辺は開発が進んでいる地域です。露地野菜の栽培がしっかりされていること、それを口実に農地転用がされないように継続して確認するようにしてください。

地目の変更ではないですよね。

事務局（●● ●●君）

地目変更をしようとする、農業委員会に諮る必要があります。今回は盛土をして、ジャガイモ、玉ねぎ、トウモロコシ、キャベツ、無花果、みかん等の柑橘類の栽培をする予定となっています。

2番（●● ●●君）

畑にする際は必ず届出をしなければならないのですか。

事務局長（●● ●●君）

可能であれば届出をしてもらっています。田んぼの状態で畑をするのであれば問題ないのですが、土を入れる場合は農地の転用ではないかを把握しておく必要があります。

議長（●● ●●君）

他にご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第17号を終わります。
それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は1月11日（火）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（●● ●●君）

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。
令和3年第11回早島町農業委員会を閉会いたします。